

令和7年度 運営指導における主な指導事例 (特定施設入居者生活介護に関する事項)

1 人員基準

(1) 従業者の員数について

【事例】

介護職員を常に1以上配置していることが確認できない。

ア 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員を配置する必要があります。

【事例】

機能訓練指導員を1以上配置していることが確認できない。

ア 訓練を行う能力を有する者を1以上配置する必要があります。

2 運営基準

(1) 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針について

【事例】

身体拘束等の適正化のための指針を整備しているが、盛り込むべき項目に漏れがある。

ア 指針には次のような項目を盛り込むこととする。

- ✓ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ✓ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ✓ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ✓ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ✓ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ✓ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ✓ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

3 介護報酬

(1) 協力医療機関連携加算について

【事例】

施設において協定等を結んでいる協力医療機関ではない医療機関（入所者のかかりつけ医等）に入所者の情報を提供していることをもって、当該加算を算定している。

ア 入所者の同意を得て、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を概ね月1回以上開催する必要があります。

(2) 夜間看護体制加算（I）について

【事例】

事業所敷地の近くに住む看護師が、オンコール対応をしていることをもって、当該加算を算定している。

ア 事業所内に夜勤又は宿直を行う看護職員を1名以上配置した上で算定してください。